

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 2 9 5 号)

平成 1 6 年 2 月 2 日

横情審答申第295号

平成16年2月2日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年8月15日建宅指第325号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「宅地造成等規制法（第52規1134号）荏田12-1 宅地造成工事審査調書（都市計画局港北ニュータウン建設事務所分）（法16）」の開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「宅地造成等規制法（第52規1134号）荏田12-1 宅地造成工事審査調書（都市計画局港北ニュータウン建設事務所分）（法16）」を開示した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「52規1134において行われた中間検査の実施期間を示す文書（別紙図面の位置）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成14年3月8日付で行った「宅地造成等規制法（第52規1134号）荏田12-1 宅地造成工事審査調書（都市計画局港北ニュータウン建設事務所分）（法16）」（以下「本件申立文書」という。）の開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第10条第1項に該当するため全部を開示したものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求に対しては、「別紙図面の位置」が異議申立人（以下「申立人」という。）宅の所在地であることを確認し、申立人の宅地を含む宅地造成工事の一部完了検査工区である「荏田12-1」の中間検査について記載のある本件申立文書を開示したものである。
- (2) 申立人は、本件申立文書に記載されている中間検査期間と航空写真が示す申立人の宅地の形状が整合していないとして、航空写真と整合する行政文書を特定し、開示することを求めているが、本件申立文書のほかに、第52規1134号において行われた中間検査の実施期日を示す行政文書はない。

4 申立人の意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 正しく特定して交付することを求める。
- (2) 宅地造成工事の許可にあたり、横浜市長は「許可条件」をつけて許可を与えている。

その許可条件のうちのひとつが擁壁の中間検査であり、この中間検査によって擁壁の安全が確保され、「完了検査済証」を交付するものとなる。従って、横浜市では完了検査済証交付にあたって中間検査が実施済みか否か、いつ実施したか否か等必ず確認する。

ところで、今回交付された本件申立文書を見ると中間検査の実施期間は、S60.9.30~61.7.8となっている。一方、航空写真を見ると私宅については昭和61年12月の時点でさえも、まだ擁壁は築造されていない。ということは、私宅については「荏田12-1」の中間検査時点では中間検査の対象となる擁壁は存在しなかったということの意味しているので、本件申立文書は私宅の中間検査の実施日を示すものではない。

- (3) 私の異議申立ての趣旨は、「開示されたものは当該文書（正しく特定された文書）ではない」という一事に尽きる。したがって、横浜市は自らの決定が正しいと信じるのならば、まずこの点に対して反論し、本件申立文書が私宅の中間検査の実施期間を「実際にも」示していることを説明すべきである。しかしながら、横浜市は処分理由書の中でさえも私の主張には全く反論していない（ということは私の主張を認めたことになる）。
- (4) このように横浜市は肝心の点には全くふれないまま、処分理由として「他にはない」としているが、「他にない」のならば決定通知を撤回して「文書不存在」とすべきである。全く無関係な文書をもって「開示を済ませた」とし、異議を受けるや、「それ以外には文書はない」としてこのような処分を下すなど、横暴としか言いようがないものである。
- (5) 横浜市が処分理由説明書で述べているのは本件申立文書を特定した手順のみである。しかしながら、その手順によって特定された文書は、私宅の中間検査の実施期間をどこにも示していない。しかもその手順も正しくない。すなわち、一部完了検査済証というものは中間検査を受けてはじめて交付されるものであり、中間検査を受けない限り得ることはできないものである。従って本来は「中間検査を受けているので完了検査済証を適正に得ている」と立証すべきところ、横浜市は専門家であるにもかかわらず、「完了検査済証が『荏田12-1』で交付されているので、中間検査も『荏田12-1』で実施された筈だ」と特定（実は推定）したことを自ら認めている。しかも、横浜市は私宅の完了検査済証を「荏田12-1」と特定した根拠は図面ひとつ（完了検査工区図面）に過ぎないこと、他の必須条件すなわち変更届や中間検査の実施によって裏付けられたものではないことをもここで認めている。

従って、この図面がもともと間違っていれば、航空写真と整合するはずはない。図面と航空写真とどちらが正しいかは自ずから明らかである。百歩譲り、仮に図面が正しいとしても中間検査を受けない擁壁は、完了検査済証を受けることはできない。

ちなみに、私は（元）宅地指導課係長（技術担当）及び（元）港北NT事務所宅造係長に審査調書「荏田12-1」と航空写真を呈示して、意見を聞いたことがあるが、いずれからも「中間検査の日付けからみて、『荏田12-1』は申立人の完了検査済証ではない」という趣旨の発言を聞いている。この様に、完了検査済証交付に携わる責任者とも言うべき立場の人たちも、当然ながら「まず、中間検査ありき」としている。

(6) さらに、横浜市は私宅「着工届」を平成元年6月30日に受理している（決裁 平成元年7月17日）。これは完了検査済証「荏田12-1」の交付後2年以上経った時期にあたる。「先に完了検査、そのあとに着工届」ということなどありえず、この意味でも完了検査「荏田12-1」を私宅の中間検査の前提とすることは間違いである。

(7) 処分理由説明書では、文章から見ると、横浜市も本件申立文書と航空写真が示す事実が整合していない（すなわち、当該文書ではない）ことを認めており、その上で「他にはない」としている。ならば「不存在」と回答すべきである。

(8) 本件申立文書をあくまでも当該文書（正しく特定された文書）とするのならば、「存在しない擁壁に対してどのようにして中間検査をなしえたか」の説明がなされるべきである。

(9) 平成13年11月14日建宅指第562号の非開示通知は、「（中間検査の実施期間については審査調書の通りであるが）中間検査の実施日の特定はできないので、その部分は非開示とする」という趣旨のものであるが、これは正に非開示通知は実施日の特定以外には非開示の部分はないことを改めて確認したものである。要するに、審査調書に示されたものが「荏田12-1」の中間検査の全てであること、他に記載漏れをした中間検査はないこと、従って申立人は中間検査を受けていないこと、をさらに裏付けたものといえる。

(10) このように、「荏田12-1」の中間検査は審査調書記載分以外には存在せず、どう考えても申立人は「荏田12-1」の中間検査を受けえないにもかかわらず、「荏田12-1」の中間検査を受けたとする）宅地指導課の決定は自らの文書（建宅指562号）と矛盾するものである。この点につき、なお一層の説明が必要である。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン宅地造成工事について

港北ニュータウン事業は、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団、旧日本住宅公団。以下「公団」という。）施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき昭和53年9月30日第52規1134号で横浜市と公団との間で協議が成立しており、横浜市は、この協議成立条件として擁壁工事等の工程に応じて中間検査を受けることを公団に義務付けている。

当該宅地造成工事は、宅地造成の対象区域が広範囲であることから、区域を複数の工区に分けて段階的に行われており、工区ごとの工事が完了した場合には、横浜市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号）第10条の規定に基づき工事の一部完了検査が行われている。

なお、港北ニュータウン宅地造成工事については、平成9年3月にすべて完了している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、港北ニュータウン宅地造成工事の「荏田 12- 1」一部完了検査済証の交付を決定する際に作成された決裁文書の一部であり、「荏田 12- 1」工事完了検査工区の宅地造成工事一部工事完了検査の審査結果を記録したものである。

(3) 文書特定について

ア 申立人は、次の理由から本件申立文書は正しく特定された文書ではないと主張しているとの解される。

(ア) 本件申立文書には中間検査実施期間は昭和60年9月30日から昭和61年7月8日までと記載されているが、昭和61年12月撮影の航空写真では申立人宅地に擁壁は確認できないので、申立人宅地は「荏田12- 1」の中間検査を受けていない。

(イ) 申立人宅地を含む着工届は、「荏田12- 1」一部完了検査済証交付後2年以上たった平成元年6月30日に受理されている。先に完了検査済証を交付し、そのあとに着工届を受理することはありえないので、申立人宅地は「荏田12- 1」工事完了検査工区に含まれない。

(ウ) 宅地指導課職員や港北ニュータウン事務所職員から「荏田12- 1」は申立人宅地の完了検査済証ではないという趣旨の発言を聞いたことがある。

イ 当審査会では、このような申立人の主張について検討するため、平成14年11月22日に実施機関から事情聴取を行った。その内容は、次のとおり要約される。

(ア) 申立人宅地が所在する工事完了検査工区を「荇田12-1」と特定し、本件申立文書を開示した。申立人宅地が「荇田12-1」工事完了検査工区に含まれることは、工区を表した区域図、第10回変更届の街区図及び土地区画整理法第76条の許可関係文書で確認できる。

(イ) 本件申立文書には、中間検査実施期間が昭和60年9月30日から昭和61年7月8日までと記載されているが、昭和61年12月撮影の航空写真では申立人宅地に擁壁は確認できない。このため、本件申立文書に記載された期間には申立人宅地擁壁の中間検査は含まれないと判断している。申立人宅地擁壁の中間検査実施期間の記録は残されていないと判断している。

(ウ) 港北ニュータウン宅地造成工事の大部分の宅地造成工事審査調書（以下「審査調書」という。）には、中間検査の記録が記載されているが、中間検査記録の記載が義務付けられているのではない。港北ニュータウン以外の地区の審査調書には、中間検査記録は記載していない。

(エ) 申立人宅地は、平成元年6月30日に受理した着工届「荇田12工区存置整備工事」の図面に含まれている。しかし、申立人宅地の土地区画整理法第76条の許可が昭和62年12月25日においていることから、申立人宅地の実際の着工届ではないと判断している。

申立人宅地の造成については、簡易な工事として着工届が不要であったと判断している。昭和52年2月1日に横浜市と公団との間で締結した協定では、「公団は、全体協議成立後、造成工事（簡易な工事は除く）に着手する際は、事前に市関係局と設計協議のうえ、着工届を提出し、工事に着手するものとする。」と規定されており、簡易な工事の場合は着工届が不要とされていた。簡易な工事の場合は、着工届に準じた図書として「変更事前審査願」が提出されることとなっているが、「変更事前審査願」は保存期間3年の書類であるため、現在は保存されておらず、確認することはできない。

(オ) 本件申立文書に記載されている「橋梁C-13附帯他工事（12- 街区の1宅地分）」については、着工届が提出されていないので、簡易な工事であると推測されるが、文書が保存されていないため区域等を確認することはできない。

ウ 以上のような申立人と実施機関の主張を踏まえ、実施機関の文書特定の妥当性について検討を行った。

(ア) まず、申立人宅地が「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれていることが確

認できるとして実施機関が提出した文書について見分を行った。

「工区を表した区域図」では、「荇田 12- 1」工事完了検査工区の範囲が太線で示されており、各街区番号が表示されている。この図を見ると申立人宅地が所在する 12- 1 街区には、「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれている部分と含まれていない部分があり、街区内の区画割りが表示されていないため、申立人宅地が「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれているかどうかは明確ではない。しかし、「工区を表した区域図」の街区の形と、宅地の区画割りが示されている「港北第二地区現況計画重図」を照らし合わせてみると、申立人宅地が「荇田 12- 1」工事完了検査工区に含まれていることが確認できる。

第10回変更届では、「図- 6 12大街区図」が添付されており、「工区を表した区域図」とほぼ同様の区域が示されており、同様の判断ができる。

また、申立人宅地に建築物を新築するための土地区画整理法第76条に規定する許可を決定した決裁文書には、土地区画整理事業の施行者である公団の意見書が含まれており、その意見書の中に申立人宅地の一部完了検査済証が昭和62年3月31日に交付されていること及び造成地名が「12- 1」であることが記載されている。

これらのことから判断すると、申立人宅地が「荇田12- 1」工事完了検査工区に含まれているとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(イ) 次に、申立人が本件申立文書と航空写真が不整合であると主張していることから、本件申立文書及び航空写真の見分を行った。

本件申立文書には、中間検査の記録として「・橋梁 C-13 附帯他工事（12- 1 街区の1宅地分） ・荇田 12 工区(7)街区二次造成工事 S60.9.30～S61.7.8 まで計 36 回」と記載されている。一方、昭和 61 年 12 月撮影の航空写真を見分したところ、申立人宅地の部分には擁壁が存在していないと認められる。したがって、本件申立文書に記載されている中間検査実施期間に申立人宅地擁壁の中間検査実施期間の記録は含まれていないと考えるのが合理的である。

しかし、このことをもって、申立人宅地が「荇田12- 1」工事完了検査工区に含まれるものではないと結論付けることはできない。審査調書に中間検査の記録を記載することを義務づける規定がないことなどを考え合わせると、その当・不当の問題は別として、何らかの理由で申立人宅地擁壁の中間検査の記録が本件申立文書に記載されなかったということも考えられるからであ

る。

また、本件申立文書には、完了検査日が「昭和62年3月10日」と記載されており、「荏田 12- 1」工事完了検査工区に含まれる申立人宅地の中間検査は昭和 62年3月10日までに実施されていることが推測できる。このため、本件申立文書に記載された中間検査実施期間に申立人宅地の中間検査が含まれていないとしても、本件申立文書は申立人宅地の中間検査実施期間を推測できる記載が含まれていると考えることができる。

- (ウ) さらに、申立人は、航空写真と整合する申立人宅地の審査調書の開示を求めていると主張しているため、そのような審査調書が存在するかについて検討を行った。

申立人宅地擁壁は、昭和61年12月撮影の航空写真及び土地区画整理法第76条に規定する許可申請の日付から、昭和61年12月から昭和62年12月までの間に築造されたと判断され、中間検査及び一部完了検査もこの期間に行われていると推測される。このため、荏田12工区で昭和62年12月までに行われた一部完了検査を調査したところ「荏田 12- 1」及び「荏田 12- 2」の2つの工事完了検査工区が存在した。「荏田 12- 1」審査調書は本件申立文書であり、前述のとおり航空写真と整合しないものである。「荏田 12- 2」審査調書については、中間検査実施期間が「昭和60年9月30日から昭和61年7月8日まで計36回の一部」と記載されており、申立人宅地擁壁が築造されたと推測される期間と整合しなかった。

また、荏田12工区以外の審査調書についても見分したが、申立人が求める事項を記載した審査調書の存在を確認することはできなかった。

- (イ) 申立人宅地を含む着工届「荏田 12 工区存置整備工事」は、「荏田 12- 1」の一部完了検査済証交付後2年以上たった平成元年6月30日に受理されている。この点については、事務手続上問題があることは否定できないが、このことをもって、申立人宅地が「荏田 12- 1」一部完了検査済証の対象区域に含まれないと結論付けることはできない。

このほか、申立人は、港北ニュータウン事務所職員や公団職員が申立人宅地は「荏田12- 1」ではないという趣旨の発言をしていたと主張しているが、その真偽については、当審査会では確認することはできない。

- エ このように、当審査会としては、本件申立文書の記載内容に申立人宅地擁壁の中間検査実施期間の記録は含まれていないとする申立人の主張に妥当性は認められる

としても、申立人宅地が「荏田12-1」工事完了検査工区に含まれるとする実施機関の説明に関しては、特段不合理な点は認めることはできなかった。

したがって、申立人宅地を含む工事完了検査工区が「荏田12-1」であることから、本件申立文書を特定したとする実施機関の主張にも特段不合理な点は認められない。

オ 本件申立文書には、申立人が主張するように申立人宅地の中間検査実施期間の記録が含まれていないと考えられるが、申立人が求める事項が記載された文書がほかに存在するとは認められないこと、申立人宅地擁壁の中間検査記録が記載されているべき書面が特定されていることなどから判断すると、全く無関係な文書を開示したという申立人の主張は当たらない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を開示した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年8月15日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・諮問の報告
平成14年11月8日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年3月31日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年8月22日 (第18回第二部会)	・審議
平成15年9月26日 (第20回第二部会)	・審議
平成15年10月9日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・審議
平成15年10月24日 (第22回第二部会)	・審議
平成15年11月12日 (第23回第二部会)	・審議
平成15年11月28日 (第24回第二部会)	・審議
平成15年12月12日 (第25回第二部会)	・審議
平成15年12月25日 (第26回第二部会)	・審議
平成16年1月16日 (第27回第二部会)	・審議